新潟市西新潟市民会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月10日

新潟市長中原八一

新潟市規則第63号

新潟市西新潟市民会館条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市西新潟市民会館条例施行規則(平成9年新潟市規則第30号)の一部を次のよう に改正する。

第8条中「条例別表第2」を「条例別表」に改める。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2(第8条関係)

区分	種類	単位	利用区分	使用料の額
照明(カ	ボーダーライト	1列	1回	780円
ラーフィルターを	第1 サスペションライト	1列	1回	1,040円
除く。)	第2サスペションライト	1列	1回	1,040円
	アッパーホリゾンライト	1列	1回	1,040円
	ロアーホリゾントライト	1列	1回	1,040円
	フロントサイドライト	1個	1回	3 9 0 円
	シーリングライト	1列	1回	1,040円
	ピンスポットライト	1個	1回	1,560円
	電気受け口	1個	1回	260円

音響	拡声装置	1台	1回	3,250円
	移動用拡声装置	1式	1回	1,560円
	移動用スピーカー	1組	1回	1,560円
映写	映写スクリーン幕	1台	1回	1,300円
	可搬式映写スクリーン	1台	1回	450円
	スライド映写機	1台	1回	1,040円
	16mm映写機	1台	1回	2,860円
楽器	グランドピアノ (調律料を除く。)	1 台	1回	6,500円
楽屋	第1楽屋	1室	1回	1,040円
	第2楽屋	1室	1回	1,040円

別表第2備考5中「1円」を「10円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第8条の改正規定及び次項から第4項までの規定 公布の日
 - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 令和7年4月1日

(準備行為)

2 改正後の新潟市西新潟市民会館条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、前項第2号に掲げる規定の施行の日(以下「2号施行日」という。)前においても、新規則

の規定の例により行うことができる。

(適用区分)

- 3 2号施行日前に、2号施行日以後の多目的ホールの附属設備の利用につき、当該利用 の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新規則に規定する額とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、第1項第1号に掲げる規定の施行の日前に2号施行日以後 の多目的ホールの附属設備の利用について当該利用の許可を受けたものから徴収する使 用料の額は、なお従前の例による。